

徳島県中央こども女性相談センター 一時保護施設施設整備計画（案）

本資料は、基本設計の作成業務委託前に検討した整備計画のイメージであり、
建築上あるいは関係法令など諸条件により、変更の可能性がある。

令和7年8月
徳島県

1 策定の経緯・目的	1
2 整備予定地の概要	2
3 施設整備に関するコンセプト	3
4 児童相談所に関する方針	4
(1) 児童相談所の基本的考え方	4
(2) 児童相談所の構成	4
5 一時保護所に関する方針	5
(1) 一時保護所の基本的考え方	5
(2) 一時保護所の構成	5
(3) 一時保護所の定員	6
6 主な必要諸室の条件、規模設定	7
7 動線の考え方	9
8 施設計画	10
(1) 施設配置計画	10
(2) 建物平面計画	11
(3) 建物断面計画	11
(4) 諸室計画	11
① 共通事項.....	11
② 児童相談所.....	11
③ 一時保護所.....	12
(5) 諸室等配置イメージ	13
9 整備スケジュール	15

1 策定の経緯・目的

こどもや家庭を取り巻く社会情勢としては、令和5年4月に「こども基本法」が施行され、全てのこども・若者が、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる社会を目指すものとされており、その実現に向けたこども施策として、令和5年12月に策定されたこども大綱において「児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援」などが示されています。

また、児童虐待相談対応件数は、直近5年間においても、令和元年度の880件から、令和5年度には1,181件となるなど全国と同様に増加傾向であり、こどもや子育てに不安を抱える保護者等に対して十分な支援を行うことが、本県にとっても、依然として喫緊の課題といえる状況にあります。

このような中、令和5年12月には、「徳島県児童相談所あり方検討委員会」を立ち上げ、最後の砦である児童相談所の現状把握や課題の抽出を行い、「こどもの権利擁護」「迅速な一時保護」「児相と市町村の役割分担」を柱に、まずは、「迅速な一時保護」を最も重要な課題として、取組を進めていくこととしました。

さらに、令和7年度から5年度を計画期間とする「徳島県こども計画～こどもまんなか大作戦～」では、「こどもの健やかな成長への支援」において「児童虐待対策の充実」を掲げ、「こどもと家庭への総合的な支援」や「児童虐待対策の体制強化」に取り組むこととし、児童虐待の発生予防から早期発見、支援等に至るまで、切れ目のない総合的な支援を実施しているところであり、こどもの命を預かる「一時保護施設の環境改善」を主要な指標としています。

そこで、これから実施する一時保護施設の整備に当たり、優先的事項や方向性について、基本構想としてとりまとめることとしました。

2 整備予定地の概要

一時保護施設の設置場所に必要な条件を踏まえ、整備予定地は以下のとおりとします。

所在地（地番） 徳島市 敷地面積 1,435.53㎡

～地図～

3 施設整備に関するコンセプト

(1) 安心安全で快適な施設

- ・夜間や緊急時にも受入可能な諸室を整備します。
- ・一時保護児童が快適に落ち着いて生活を送れる温かみのある施設を目指します。
- ・相談者や一時保護児童のプライバシーに配慮するほか、様々な特性を持つこどもの利用を想定し、誰もが使いやすい施設となるようユニバーサルデザインに配慮します。

(2) 職員が働きやすく柔軟な施設

- ・一時保護施設の職員同士、児童相談所の児童福祉司や児童心理司等との連携が取りやすい環境を整備します。

(3) 周辺地域に配慮し調和のとれた施設

- ・近隣住宅地への影響（日陰や騒音等）を最小限に抑えます。
- ・植栽等により圧迫感の低減に努めます。

(4) ICTを活用した効果的かつ効率的な業務対応が可能な施設

- ・迅速かつ手軽に児童相談所や関係機関等とオンライン会議ができる環境を整備します。
- ・ICTを活用したシステム等により、効率的に業務が行える環境を整備します。

4 一時保護施設に関する方針

(1) 一時保護施設の基本的考え方

- ・児童虐待等により一時保護されたこども（概ね2歳から18歳未満）が、安心して生活できる環境を整備します。
- ・保護児童の安全とプライバシーに配慮し、一般の施設利用者等が立ち入れない建物構成にします。また、年齢や性別により居室ゾーンを分け、ユニット化するとともに学齢児は個室を原則とすることでプライベート空間を確保するなど、束縛感を与えず、生活空間としてこどもが快適に過ごせる環境確保に留意します。
- ・乳児については、原則、乳児院等への一時保護委託を行うこととします。なお、「家庭における養育環境と同様の養育環境」である里親やファミリーホームの拡充に努めます。

(2) 一時保護施設の構成

- 一時保護所は、「管理エリア」、「居室エリア」、「共同生活エリア」及び「その他共用部」で構成するものとします。

○ 管理エリアについて

居室エリアに近接させ、事務室や面接室、保管室、その他執務スペースとして必要な諸室を配置し、保護児童や職員を支援しやすい構成とします。日常的なミーティングスペースの充実を図ります。

○ 居室エリアについて

家庭的環境のもと、こどもの個別性を尊重した適切なケアを提供できるように小規模グループ（概ね6人以下）を一つの生活単位（ユニット）として区分けし、男子・女子それぞれの生活空間を確保した上で、採光と通風が確保された、明るく温かみのある構成とします。居室の面積等は「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」を踏まえるとともに、保護児童の心理状況やジェンダーアイデンティティ、男女比率の変化等に柔軟に対応可能な構成とします。

また、夜間のセキュリティや事故防止対策を講じます。

○ 共同生活エリアについて

食堂、学習室、外庭などを配置し、他のエリアと合理的につながる構成とします。男女の共用利用、個別利用について設定します。

○ その他共用部について

バリアフリーや安全に配慮するほか、こどもたちが安心して過ごせるように温かみのあるデザインや色使いを取りいれます。

(3) 一時保護施設の定員

これまでの県内3カ所の児童相談所における一時保護の実績に加え、児童虐待相談対応件数が増加傾向であることを勘案し、一時保護所の定員を24人程度と設定します。

[参考：四国他県の一時保護施設の定員]

・香川県：20人、愛媛県：36人、高知県：35人

[参考：令和5年度における県内児童相談所の一時保護の状況]

・年間一時保護人員：214人（①）
・年間一時保護延べ日数：6,004人（②）
・平均保護期間：28.1日（②/①）
・一日あたりの一時保護人数：16.4人（②/365日）

5 主な必要諸室の条件、規模設定

室 名		備 考
管 理 エ リ ア	事務室	<ul style="list-style-type: none"> 各ユニットに移動が可能な位置に配置 部屋外部から見えないように、ホワイトボードが設置できるような設えとする。
	<u>休憩室</u> ・給湯室	
	更衣・シャワー室 (男女各1)	<ul style="list-style-type: none"> 男性用・女性用を設置
	職員トイレ (男女各1)	<ul style="list-style-type: none"> 男性用・女性用を設置
	児童所持品保管室	<ul style="list-style-type: none"> 児童の所持品を一時的に預かり保管するスペース
	親子訓練室 (2室程度)	<ul style="list-style-type: none"> 一時保護児童の家庭復帰に向け、試行的に親子で生活を行い、親子関係の構築やこどもへの関わり方を学ぶ。 自立支援室、感染症等の隔離室としても利用可能とする。 キッチン・バストイレ付き居室
	面接室 (4室程度) ※室数減も可	<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司等が一時保護児童等と面接を行う。ブザー及び面接中ランプを整備。 司法面接室としても利用
	<u>静養室</u> ・ <u>医務室</u>	<ul style="list-style-type: none"> 洗面台を設置 <u>宿直室等としても利用可能とする。</u>
	多目的トイレ	<ul style="list-style-type: none"> 洗い場を確保
	一時保護所管理エリア 想定面積 小計 ○ m ² 程度	

居室 エ リ ア / ユ ニ ツ ト × 4	宿直室	・ 学齢担当職員の宿直室
	ラウンジ	・ 児童がくつろげる場所。安全で家庭的な設えとする。
	WC	
	洗面、脱衣所、浴室	・ 安全で家庭的な設えとする。
	洗濯室	・ 児童の衣類を洗濯・乾燥を行う。 ・ 十分なスペースを確保 ※各ユニット設置が難しければ共用エリア設置を検討
	居室 (6室)	8㎡以上。 ・ 6室の内2室は、畳等部屋・境界は移動式壁とする。
	面接室	・ ユニット内面接室（未設置も可）
	小部屋	・ クールダウン室に使用（未設置も可）
	収納庫	・ 児童の衣類や行事小物等を収納
居室エリア／学齢ユニット 想定面積 小計 ○ ㎡程度		
共 同 生 活 エ リ ア ほ か	厨房関連	・ 厨房及び厨房用休憩室を含む。 ・ 食材の搬入導線を確保
	食堂・リビング	・ 厨房とカウンターでつながる設えとする。 ・ 手洗い場を設置。
	学習室	・ 可動式壁で仕切りを可能にする。
	プレイルーム (研修室)	・ 児童が雨の日等に運動するスペース ・ 研修室としても使用可能とする。 ※外庭が雨よけできる場合で、敷地面積が確保できない場合は、設置しないことも可

	外庭	・バトミントン等ができる広さ、芝生や花壇により緑を確保、周辺はフェンス囲みでプライバシー等に配慮
	備品倉庫	・ <u>防災用品</u> 、ベッド等の大型家具（予備用）の保管用
共同生活エリアほか 想定面積 小計 ○ m ² 程度		
共用	廊下、階段、EV、EV ホール、PS・EPS、関係者入口・外来駐車場（ <u>4台</u> 程度）、洗濯干し場 等	
	共用部分 想定面積 ○ m ² 程度	
一時保護所（全体） 想定面積 合計 ○ m ² 程度		

6 動線の考え方

- ・プライバシーへの配慮が必要なエリアについては、来所者同士が顔を合わせにくい動線・待合の配置にします。
- ・相談室等の音漏れに配慮します。
- ・一時保護動線と歩車道が分離されるような歩行者用アプローチを確保します。
- ・搬入車両及び関係者駐車場と機能的に連続した通用口動線（一時保護専用出入口）を確保するほか、来所者や通所児童と交差しないように配慮します。
- ・外部階段や1階出入口等からの進入防止対策を講じます。
- ・来所者動線と入所児童の動線が交わることをないよう各機能、エリアごとに明確なゾーニング及びセキュリティ計画を行います。
- ・日常動線と避難動線との整合性を図ります。
- ・障害を持った方が来所することも想定し、全館のバリアフリー化を図ります。

7 施設計画

(1) 施設配置計画

- ・隣接住環境に配慮した施設配置や必要な対策を講じます。（日影・プライバシー・視線・夜間受け入れ等）
- ・隣地境界には目隠しやフェンスを設置します。
- ・駐車場及び駐輪場を確保します。
- ・一時保護所の夜間受け入れも想定した駐車場を確保します。
- ・搬入車両及び関係者駐車場を確保します。（一時保護所出入口近傍に横付け

できるような配慮が必要)

～配置図～

- (2) 建物平面計画（建物を上から見た図面（平面図）を基にした計画）
- ・落ち着いた環境・プライバシーへの配慮が求められる諸室については、動線や配置上の配慮を行います。
 - ・プライバシー、セキュリティに配慮した施設構成とします。
 - ・居室は、家庭的環境のもと、こどもの個性を尊重した適切なケアを提供する観点から、「男子」と「女子」別にユニットとして区分するほか、緊急時や個別に配慮が必要なこどもに対応できる居室等を配置します。
 - ・居室の一部については、きょうだいや複数の幼児が入所した際に、同一の居室として利用できるよう移動式壁の畳等部屋とします。
 - ・食堂、学習室、外庭等は男女で共有します。
 - ・共有するスペースは、位置や時間帯等によって分離します。
 - ・洗濯干し場は、外部、異性からの視線に配慮した設置とします。
- (3) 建物断面計画（建物を垂直に切断した断面図を基にした計画）
- ・敷地面積上、居室エリアが複数階となることはやむを得ないが、なるべく階層が少なくなるよう配慮します。
 - ・津波浸水を想定し、居室等生活スペースは2階以上とします。
 - ・外部からの進入防止策を講じた上で、プライバシーに配慮します。
 - ・入所児童の心理状況を踏まえ、衝動的な行動に対する安全確保策を講じます。
- (4) 諸室計画
- ①共通事項
- ・来所者動線と入所児童の動線が交わることのないよう各機能、エリアごとに明確なゾーニング及びセキュリティ計画を行います。日常動線と避難動線との整合性を図ります。
 - ・利用者と管理者双方にとって、安全で安心な施設となるよう諸室配置に配慮した計画を行います。
- ②一時保護所
- ・入所児童のプライバシー、セキュリティに最大限配慮を行った上で、入所児童の権利擁護に配慮し、エリア内で自由に過ごすことができるような施設配置とします。
 - ・衝動的な行動による事故防止とプライバシー確保の観点から施設及び設備面の工夫を行います。
 - ・「男子」と「女子」別にユニットとして区分し、各ユニットはそれぞれ独立させ家庭的なスケールの空間と設備を整えます。
 - ・緊急時や個別に配慮が必要なこどもに対応できる居住空間（食事スペース、浴室等）を別途確保します。

- ・居室は南面採光を最大限確保することを優先するとともに光庭の配置、通風の確保など、日常的に外部環境に接することができる生活空間としての設えに配慮します。
- ・居室は人数や男女比の調整ができるよう工夫を行います。
- ・静養室は、新型コロナウイルスやインフルエンザ等の感染症や、その他隔離の必要性が生じた際に柔軟に対応できるように配慮します。
- ・夜間の受け入れ時において、保護所職員が円滑に対応できるよう動線に配慮します。
- ・緊急時の避難経路について複数の動線設定を検討します。
- ・屋外で体を動かせるよう、外庭を整備します。
- ・制度改正等による将来的な体制の変化や見直しに対応できるよう配慮します。
- ・保護児童が生活する共用スペースは、事務・宿直室から職員が目が行き届くように配慮します。
- ・一般来所者とは分離した動線（廊下・階段・エレベーター）を設置します。

(5) 諸室等配置イメージ

～配置図～

8 整備スケジュール

令和12年度（案）の供用開始を目指し、以下のとおり整備スケジュールを予定しています。

← R7 →	← R8 →	← R9 →	← R10 →	← R11 →	← R12 →
	基本設計・実施設		建設工事		オープン 供用開始